

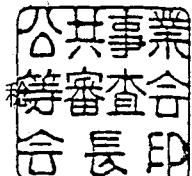
写

平成12年7月5日

兵庫県知事 貝原 俊民 様

公共事業等審査会

会長 朝日



公共事業等審査会の審査結果について

公共事業等審査会（以下「本審査会」という。）は、兵庫県が実施する公共事業等（公共事業、県単独土木事業、県単独治山事業、国公共事業関連県単独事業）の新規事業及び継続事業のうち、兵庫県知事から平成12年6月9日に審査依頼を受けた対象事業12件について、各委員の様々な意見を踏まえて慎重に審議を行い、下記のとおり審査結果を取りまとめた。

事業の実施に当たっては、本審査会の意見を十分に尊重し、効果的で効率的な公共事業の推進に努められたい。

記

21世紀を間近に控え、公共事業を取り巻く環境は大きく変化しようとしている。今後は、急速に進む少子高齢化、高度情報化など、社会情勢の変化を見据え、真に必要で良質な社会基盤の整備に努めなければならない。

特に、社会経済構造が大きく変化する中、もはやかつてのような右肩上がりの経済成長は期待できなくなり、国県市などは厳しい財政状況の下で、公共事業の効率性向上のため、事業評価制度の充実やコスト縮減対策の強化を図るとともに、住民に対しては必要性、重要性が正しく理解されるよう努力し、そのうえで協力を得るなど、多くの課題に取り組んでいかなければならぬ。

本審査会は、こうした時代背景を踏まえ、平成10年度に兵庫県事業評価監視委員会として設置され、継続事業の再評価を実施してきた。さらに、本年度から、兵庫県が平成11年度に策定した行財政構造改革推進方策を踏まえ、新たに新規事業についても評価する機関として公共事業等審査会と名称変更し取り組むこととなり、益々その役割は重要になってきている。

本審査会においては、対象事業について新規に事業着手する必要性が客観的に明確であるか、県民の要望の程度、投資効果、環境への影響の程度、既存又は進行中の事業との関連などについて審議を行った。

県が作成した評価調書は、事業の必要性、有効性・効率性、環境適合性、優先性の観点から整理されており、今回の審議ではこれらを総合的に判断し、新規事業の11事業については着手すること、継続事業の1事業については事業を再開することが妥当と判断した。

ただ、新規事業の評価手法については、全国的にも確立されておらず、評価基準や費用・便益分析などについて研究途上であることを認識した上で、手法を固定化することなく改善に努められたい。その際、住民にわかりやすくすることにも配慮する必要がある。さらに、新規・継続事業の評価に止まらず、事業完了後についても評価し、必要に応じて適切な改善措置を検討するとともに、その結果を同種事業の計画・調査などに反映するよう取り組まれたい。また、環境適合性については、全評価対象事業において、工事着手までに十分調査・検討を行い、一層、環境に配慮しながら事業を進めるべきである。

以下、各事業について、審議結果を付記する。

(1) 道路事業

別表一 1 の事業について審議を行った。

①国道 178 号東浜居組道路

高速道六基幹軸の日本海沿岸軸を構成する鳥取豊岡宮津自動車道の一部区間として、地域の利便性の向上、地域産業の活性化、交通安全・防災面からも事業着手は妥当と判断したが、自然豊かな土地であり、十分に自然環境に配慮して取り組むこと。

②県道豊岡竹野線

老朽橋対策や洪水時の城崎町の孤立化の解消からも事業着手は妥当と判断したが、自然環境豊かな円山川の生態系の保全に努めるとともに、円山川や城崎温泉街からの景観に配慮したデザインを検討すること。

③県道川西インター線

第2名神高速道路（仮）川西 I.C.へのアクセス道路としてだけでなく、第2名神高速道路の工事用道路、国道 173 号及び県道川西篠山線を結ぶ道路網として事業着手は妥当と判断したが、交通量の多い道路であり、騒音・大気など、沿道住民の生活環境に十分配慮して事業を進めること。また、事業費が大きいことから、暫定供用など早期効果の発現に取り組むこと。

(2) 街路事業

別表一 2 の事業について審議を行った。

④尼崎宝塚線

第3次渋滞対策プログラムに位置づけられた小浜交差点の慢性的な渋滞解消を図るために、事業着手は妥当と判断したが、小浜交差点は複雑な構造であることから、交通安全対策に十分留意すること。

⑤大日線

姫路市の中環状道路として、都市の骨格を形成する上で重要な路線であり、JR山陽本線等連続立体交差事業と一体となって都心地区の都市構造の再編を図るために事業着手は妥当と判断した。なお、事業区間の南側で実施中の土地区画整理事業とスケジュール調整を行うなど、効率的な事業効果の発現に努めること。

⑥朝霧二見線

国道 2 号に集中する交通負荷の軽減や小学生などの歩行者の安全を図るうえでも、事業

着手は妥当と判断した。なお、山陽電鉄本線連続立体交差事業及び明石市施行の（都）林崎線とスケジュール調整を行うなど、効率的な事業効果の発現に努めること。

(3) ダム事業

別表一3の事業について審議を行った。

⑦高尾ダム

昭和42年の豪雨災害、平成10、11年の溢水被害を踏まえ、下流沿川の高度に市街化した地区の治水安全度を向上することが急務であることから、ダム整備効果の早期発現に向け、事業着手は妥当と判断した。なお、自然環境については、生態系の保全などに十分配慮することとし、実施計画調査期間中にダムの環境調査を実施することから、建設事業費予算要求の段階で、再度評価すること。

(4) 土地区画整理事業

別表一4の事業について審議を行った。

土地区画整理事業については、総論として、将来の住宅の需給バランスを見据えたうえで計画を進めるとともに、地元熱度についても地権者の同意などを的確に判断し、事業が長期化しないように取り組むこと。また、これからの中づくりは画一的な土地造成ではなく、美しくゆとりのある、人間サイズの中づくりに向け、自然環境や地域特性を活かした工夫をすべきである。

⑧小松原地区

国道250号などの幹線道路の整備により、無秩序な市街化が拡大しており、快適な居住環境を有する良質な市街地の計画的な形成を図る必要がある。また、高砂市の南北の骨格道路である（都）沖浜平津線の整備を進めるためにも、事業着手は妥当と判断した。

⑨国安地区

阪神・東播臨海工業地帯の背後地として住宅需要の影響を受け、小規模な宅地開発による市街化が進行しており、都市環境の悪化、土地利用の低下が課題となっていることから、道路などの都市基盤施設を整備し、自然と調和したうるおいのある中づくりを行ううえでも、事業着手は妥当と判断した。

⑩西脇地区

大都市法の重点供給地域に指定されており、本事業により公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図り、ため池の活用などにより、憩いとくつろぎの空間を備えた住宅市街地を創出するため、事業着手は妥当と判断した。

(5) 農業・農村整備事業

別表一5の事業について審議を行った。

⑪萬沢菅野地区

基幹農業用施設に集中する農産物などの輸送効率を改善するために必要な道路であり、JAしそうと近隣8JAの合併に伴う地域農業の振興に寄与し、地域の道路ネットワークとしても意義があることから、事業着手は妥当と判断した。なお、実施に先立ち、豊

かな自然を保全するため環境調査を行い、自然環境への影響を軽減すると同時に景観にも配慮すること。

(6) 港湾事業

別表一6の事業について審議を行った。

⑫姫路港網干沖地区

廃棄物埋立護岸は、網干地区の公害防止対策事業、航行安全を図るための航路しゅんせつなどから緊急性が高いうえ、事業休止の理由であった関係漁協の反対もなくなったことから、事業を再開することは妥当と判断した。なお、埋立免許出願において、環境現況調査等を実施し、環境への影響について評価したうえで、適切な保全対策を講じること。

事業評価に係る審議案件一覧表

1 新規事業

(1) 道路事業 (3件)

(別表一1)

| 番号 | 路線名 | 委員会の審議結果 | 附帯意見 |
|----|--------------|--------------|--|
| 1 | 国道178号東浜居組道路 | 「事業着手」は妥当である | ・自然豊かな土地であり、十分に自然環境に配慮して取り組むこと。 |
| 2 | 県道豊岡竹野線 | 〃 | ・自然環境豊かな円山川の生態系の保全に努めるとともに、円山川や城崎温泉街からの景観に配慮したデザインを検討すること。 |
| 3 | 県道川西インター線 | 〃 | ・交通量の多い道路であり、騒音・大気など、沿道住民の生活環境に十分配慮して事業を進めること。 ・事業費が大きいことから、暫定供用など早期効果の発現に取り組むこと。 |

(2) 街路事業 (3件)

(別表一2)

| 番号 | 路線名 | 委員会の審議結果 | 附帯意見 |
|----|-------|--------------|--|
| 4 | 尼崎宝塚線 | 「事業着手」は妥当である | ・小浜交差点は複雑な構造であることから、交通安全対策に十分留意すること。 |
| 5 | 大日線 | 〃 | ・事業区間の南側で実施中の土地区画整理事業とスケジュール調整を行うなど、効率的な事業効果の発現に努めること。 |
| 6 | 朝霧二見線 | 〃 | ・山陽電鉄本線連続立体交差事業及び明石市施行の(都)林崎線とスケジュール調整を行うなど、効率的な事業効果の発現に努めること。 |

(3) ダム事業 (1件)

(別表一3)

| 番号 | ダム名 | 委員会の審議結果 | 附帯意見 |
|----|------|--------------|--|
| 7 | 高尾ダム | 「事業着手」は妥当である | ・自然環境については生態系の保全などに十分配慮することとし、実施計画調査期間中にダムの環境調査を実施することから、建設事業費予算要求の段階で、再度評価すること。 |

(4) 土地区画整理事業（3件）

(別表一4)

| 番号 | 地区名 | 委員会の審議結果 | 附帯意見 |
|----|-------|--------------|---|
| 8 | 小松原地区 | 「事業着手」は妥当である | ・将来の住宅の需給バランスを見据えたうえで計画を進めること。 ・地元熱度についても地権者の同意などを的確に判断し、事業が長期化しないように取り組むこと。 ・画一的な土地造成でなく、美しくゆとりのある、人間サイズのまちづくりに向け、自然環境や地域特性を活かした工夫をすること。 |
| 9 | 国安地区 | 〃 | |
| 10 | 西脇地区 | 〃 | |

(5) 農業・農村整備事業（1件）

(別表一5)

| 番号 | 地区名 | 委員会の審議結果 | 附帯意見 |
|----|--------|--------------|---|
| 11 | 鳴沢菅野地区 | 「事業着手」は妥当である | ・豊かな自然を保全するため環境調査を行い、自然環境への影響を軽減すると同時に景観にも配慮すること。 |

2 継続事業

(1) 港湾事業（1件）

(別表一6)

| 番号 | 海岸名 | 区分 | 委員会の審議結果 | 附帯意見 |
|----|----------|----------|--------------|--|
| 12 | 姫路港網干沖地区 | ③ (注) | 「事業再開」は妥当である | ・埋立免許出願において、環境現況調査等を実施し、環境への影響について評価し、適切な保全対策を講じること。 |

(注) 区分①：事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業

区分②：事業採択後一定期間（5年間～10年間）を経過した時点で継続中の事業

区分③：社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業

審議案件に対する附帯意見一覧表

1 新規事業

(1) 道路事業 (3件)

| 番号 | 路線名 | 附帯意見 |
|----|--------------|--|
| 1 | 国道178号東浜居組道路 | ・自然豊かな土地であり、十分に自然環境に配慮して取り組むこと。 |
| 2 | 県道豊岡竹野線 | ・自然環境豊かな円山川の生態系の保全に努めるとともに、円山川や城崎温泉街からの景観に配慮したデザインを検討すること。 |
| 3 | 県道川西インター線 | ・交通量の多い道路であり、騒音・大気など、沿道住民の生活環境に十分配慮して事業を進めること。 ・事業費が大きいことから、暫定供用など早期効果の発現に取り組むこと。 |

(2) 街路事業 (3件)

| 番号 | 路線名 | 附帯意見 |
|----|-------|--|
| 4 | 尼崎宝塚線 | ・小浜交差点は複雑な構造であることから、交通安全対策に十分留意すること。 |
| 5 | 大日線 | ・事業区間の南側で実施中の土地区画整理事業とスケジュール調整を行うなど、効率的な事業効果の発現に努めること。 |
| 6 | 朝霧二見線 | ・山陽電鉄本線連続立体交差事業及び明石市施行の(都)林崎線とスケジュール調整を行うなど、効率的な事業効果の発現に努めること。 |

(3) ダム事業 (1件)

| 番号 | ダム名 | 附帯意見 |
|----|------|--|
| 7 | 高尾ダム | ・自然環境については生態系の保全などに十分配慮することとし、実施計画調査期間中にダムの環境調査を実施することから、建設事業費予算要求の段階で、再度評価すること。 |

(4) 土地区画整理事業（3件）

| 番号 | 地区名 | 附帯意見 |
|----|-------|--|
| 8 | 小松原地区 | ・将来の住宅の需給バランスを見据えたうえで計画を進めること。 |
| 9 | 国安地区 | ・地元熟度についても地権者の同意などを的確に判断し、事業が長期化しないように取り組むこと。 |
| 10 | 西脇地区 | ・画一的な土地造成でなく、美しくゆとりのある、人間サインのまちづくりに向け、自然環境や地域特性を活かした工夫をすること。 |

(5) 農業・農村整備事業（1件）

| 番号 | 地区名 | 附帯意見 |
|----|--------|---|
| 11 | 鳴沢菅野地区 | ・豊かな自然を保全するため環境調査を行い、自然環境への影響を軽減すると同時に景観にも配慮すること。 |

2 継続事業

(1) 港湾事業（1件）

| 番号 | 海岸名 | 区分 | 附帯意見 |
|----|----------|----------|--|
| 12 | 姫路港網干沖地区 | ③ (注) | ・埋立免許出願において、環境現況調査等を実施し、環境への影響について評価し、適切な保全対策を講じること。 |

(注) 区分①：事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業

区分②：事業採択後一定期間（5年間～10年間）を経過した時点で継続中の事業

区分③：社会経済情勢の急激な変化等により見直しの必要が生じた事業